

池袋駅直上西地区内における土地の有償譲渡の制限に関するお知らせ

池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業の地区内において、土地の有償譲渡を行う場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第57条第2項から第4項までの規定による制限を受けますのでお知らせいたします。なお、同条第2項の規定による届出先及び届出をすべき土地の所在は、下記の通りです。

記

1. 市街地開発事業の種類及び名称

種類 東京都市計画第一種市街地再開発事業

名称 池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業

2. 都市計画法第57条第2項の規定による届出先等

氏名 豊島区長 高際みゆき

住所 東京都豊島区南池袋2-45-1

提出先 豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所 本庁舎6階）

届出様式 別添 別記様式第11

3. 届出をすべき土地の所在（地名地番）

池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業の区域

東京都豊島区西池袋一丁目1番3、同1番4、同1番5、同1番7、同1番8、同1番9、同1番10、同1番11、同1番13、同1番16、同1番17、同1番21、同11番17、同47番2の一部、同48番13、同49番4の一部、同49番7の一部、同49番10

様

年 月 日

譲り渡そうとする者	住所	
	氏名	⑩

都市計画法第57条第2項本文の規定に基づき、下記により届け出ます。

記

1. 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	
	氏名	

2. 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地籍	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該土地に権利を有する者の氏名及び住所

3. 当該土地に存する建築物その他工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該建築物その他の工作物の所有者の氏名及び住所

4. 予定対価の額に関する事項

予定対価の額	円
--------	---

5. その他参考となるべき事項

--

(備考)

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 「地籍」の欄には、登記簿に記載された地籍（旧土地台帳法の規定の適用がある場合においては土地台帳に登録された地籍）を記載すること。実測地籍が知れているときは、当該実測地籍を「地籍」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 「予定対価の額」の欄には、予定対価が金銭以外のものであるときは、その数量及び金銭に見積もった額を記載すること。
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は、当該土地に存する建築物その他工作物の所有者が法人である場合においては、その氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 譲り渡そうとする者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することが出来る。